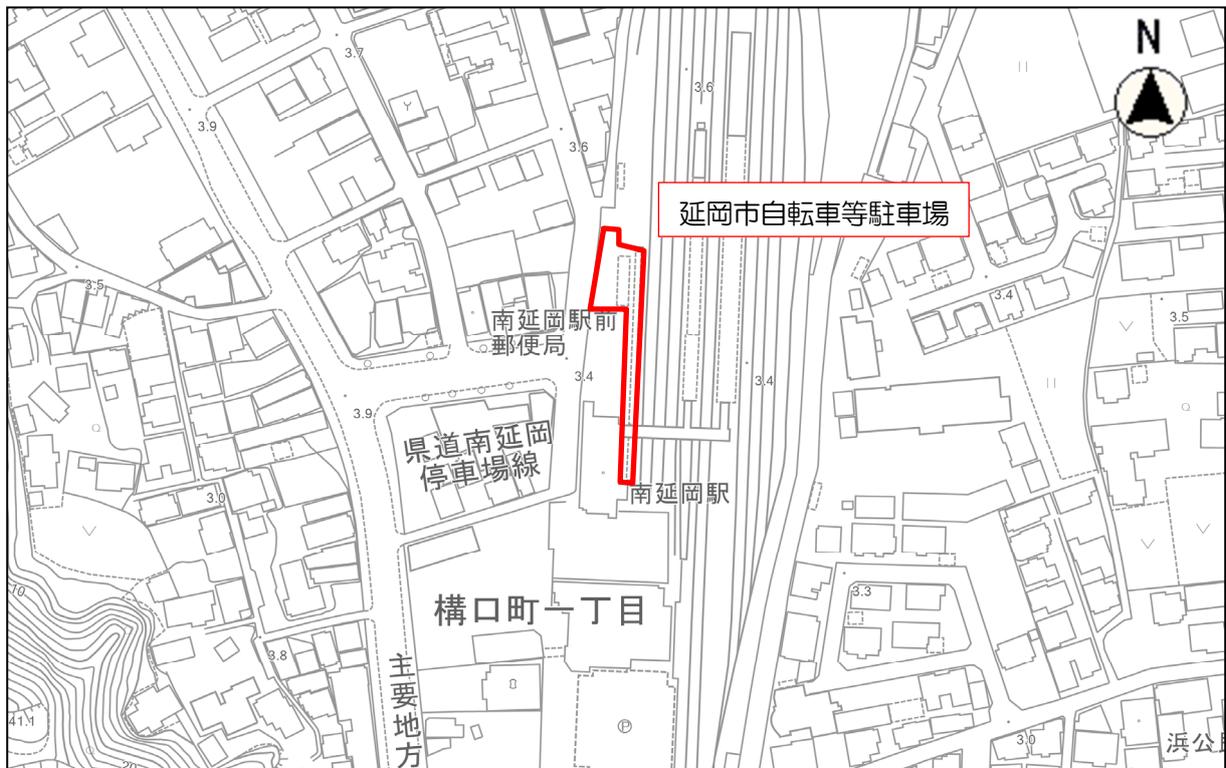


## 「延岡市自転車等駐車場条例（案）」への意見募集

現在、南延岡駅には駐輪場がありますが、放置自転車も存在するなど混雑として利用しづらいとの指摘を受けています。また、屋根がないなどの課題もあります。市南部地域最大の交通結節点の駐輪場として適切な管理運営がなされるためには、市として条例を制定し、市の駐輪場として管理し、また必要な整備を行うことが必要です。さらに、放置自転車を市の責任で処分するためにも、駐輪場を市として管理する形を条例に基づいて確立する必要があります。そのため、「延岡市自転車等駐車場条例」を制定したいと考えています。

つきましては、市民の皆さまのご意見をお聴きする必要がありますので、今回、「延岡市自転車等駐車場条例（案）」について、意見を募集いたします。

### ○位置図



### ○現地写真



# 延岡市自転車等駐車場条例 (案)

パブリックコメント

意見募集期間 令和5年6月8日(木) ~ 令和5年7月7日(金)

令和5年6月

延岡市 都市建設部 都市計画課

延岡市自転車等駐車場条例 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自転車等の利用者の利便を図るとともに、自転車等の放置の防止に資するため、本市に駐輪場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置               |
|---------|------------------|
| 南延岡駅駐輪場 | 延岡市構口町1丁目5396番10 |

(駐車の対象)

第4条 駐輪場に駐車することができる自転車等は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車及び同法第3条に規定する普通自動二輪車のうち側車付きのものを除いたものであって、総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のもの(以下これらを「自転車等」という。)とする。

(供用時間等)

第5条 駐輪場の供用時間は、終日とする。

2 市長は、駐輪場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐輪場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(行為の制限等)

第6条 駐輪場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐輪場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品を持ち込み、又はこれらの物品を積載した自転車等を駐車すること。
- (2) 駐輪場の施設等を破損し、又は汚損すること。
- (3) 長期間にわたって自転車等を放置すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に自転車等を駐車し、又は他の自転車等の駐車を妨げること。
- (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長において管理上支障があると認める行為をすること。

2 利用者は、駐輪場の正常な運営を維持するための係員の指示に従わなければならない。

3 市長は、第1項各号のいずれかに掲げる行為をした者若しくは前項の指示に従わない者について、駐輪場における自転車等の駐車を拒否し、又は駐輪場からの退去若しくは自転車等の出場を命ずることができる。

4 市長は、駐輪場において、所定の場所以外に駐車してある自転車等があるときは、これを所定の場所に移動することができる。

(損害賠償)

第7条 何人も、その責めに帰すべき理由により駐輪場の施設等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(駐輪場における損害の責任)

第8条 駐輪場に駐車する自転車等の盗難、損傷、滅失その他第三者の行為に起因して生じた損害又は不可抗力若しくは天災地変による損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(放置自転車等の保管)

第9条 市長は、駐輪場に相当の期間放置されている自転車等（以下「放置自転車等」という。）があるときは、当該放置自転車等を駐輪場から撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自転車等を保管したときは、保管した年月日、保管場所、保管期間、返還方法その他必要な事項を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置自転車等を保管したときは、当該放置自転車等の撤去及び保管に要した実費を利用者から徴収することができる。

(放置自転車等の所有権の帰属)

第10条 第9条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお同条第1項の規定により保管した放置自転車等を返還することができないときは、当該放置自転車等の所有権は、市に帰属する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。